

# 宿 泊 約 款

ごあいさつ

この度は、やきもち家にご宿泊いただきまして誠に有難うございます。

心ゆくまでお過ごしくださいませ。

総支配人

## (適用範囲)

第1条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします

## (宿泊契約の申込み)

第2条 当館に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
  - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
  - (4) その他当館が必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第(2)号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

## (宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。

3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限りします。

## (申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

## (宿泊契約締結の拒否)

第5条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき
- (2) 満室により客室の余裕がないとき
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
- (7) 長野県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。

[1] 泥酔者等、喧騒し他の宿泊者に危惧の念を抱かせ、もしくは安眠を妨害するおそれがあると認められるとき。

[2] 健康状態、もしくは携帯品等によって、他の宿泊客に衛生上危惧の念を抱かせるおそれがあるとき。

## (宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。

3 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後7時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を1時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

## (当館の契約解除権)

第7条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する

行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき

- (2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき
  - (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
  - (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
  - (5) 長野県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。
  - (6) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき
- 2 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

## (宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
  - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
  - (3) 出発日及び出発予定時刻
  - (4) その他当館が必要と認める事項
- 2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

## (客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に抵触することがあります。この場合には所定の追加料金を申し受けます。

## (利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

## (営業時間)

第11条 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は館内ご案内等でご案内いたします。

- (1) フロント 24時間

- (2) レストラン

イ 朝食 7:00～10:00

ロ 夕食 18:00～21:00

- (3) 大浴場

イ 宿泊利用 15:00～24:00、5:00～9:00

ロ 日帰り利用 10:00～19:00

- (4) 付帯サービス施設

前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

## (宿泊料金)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

## (当館の責任)

第13条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2 当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

## (契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

## (寄託物等の取扱い)

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品に

ついて、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。

2 宿泊客が、当館内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。

**(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)**

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

**(駐車場の責任)**

第17条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

**(宿泊客の責任)**

第18条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳 (第2条第1項及び第12条第1項関係)

内 訳	
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金 ①基本宿泊料(室料+朝・夕食料+サービス料+消費税+入湯税) 追加料金 ②飲食(朝・夕食以外の飲食物)及びその他の利用料金(サービス料+消費税)

《備考》子供料金は小学生以下に適用とし、大人に準ずる食事と寝具などを提供したときは大人料金の70%、子供用食事と寝具を提供したときは50%、寝具のみを提供したときは30%をいただきます。

寝具及び食事を提供しない幼児については、無料といたします。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

契約申込人数	契約解除の通知を受けた日																														
	不日	当日	前日	2日前	3日前	5日前	6日前	7日前	8日前	14日前	15日前	30日前																			
14名まで	100%	100%	50%	30%	30%																										
15名～30名まで	100%	100%	50%	20%	20%																										
31名から100名まで	100%	100%	50%	20%	20%	20%	20%																								
101名以上	100%	100%	50%	25%	25%	25%	25%	25%	15%	15%	10%	10%																			

- (注)
1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。(比率は各施設が定めることとなっています。・・・註：国際観光旅館連盟)
  2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。
  3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申し込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については、違約金はいただきません。

**[ 利用規約 ]**

当館ではお客様に安全かつ快適にご滞在いただくため、宿泊約款第10条に基づき、次の通り利用規定を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。この規則を遵守いただけない場合は宿泊約款第7条により宿泊又は当館内の諸施設のご利用をお断り申しあげ、かつ責任をおとりいただくこともございますので特にご留意いただきますようお願い申し上げます。

**火災予防上お守りいただきたい事項**

1. 廊下および客室内では暖房用、炊事用などの火器およびアイロン等を持ち込みご使用なさらないでください。
2. ベッドの上など火災の原因となりやすい場所で喫煙なさらないでください。
3. その他火災の原因になるような行為をなさらないでください。

**保安上お守りいただきたい事項**

1. ご滞在中お部屋から出られるときは施錠をご確認ください。
2. ご滞在中や特にご就寝のときはドアの内鍵をおかけください。来訪者があったときは不用意に開扉なさらず、ご確認ください。万一不審者と思われる場合は直ちにフロント(内線フロントボタン)へご連絡ください。
3. ご訪問者と客室内でのご面会をご遠慮ください。

**お支払いについて**

1. 館内のレストランなどをご署名でご利用になる場合は必ず客室の鍵をご提示ください。
2. 都合により到着時にお預かり金を申し受けることがございますのでご了承ください。
3. お勘定は宿泊客の出発の際又は、当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
4. ご宿泊日数を延長なさる場合は、それまでのお勘定をお支払いください。

**貴重品、お預かり品のお取り扱いについて**

1. 現金、宝石類貴重品は客室内の金庫をご利用ください。貴重品での事故については、責任を負いかねますのでご了承ください。
2. お忘れ物、遺失物の処理は法令に基づいてお取り扱いさせていただきます。

**お止めいただきたい行為**

1. 館内に他のお客様の迷惑になるようなものをお持ち込みになること。(犬、猫、小鳥、その他の動物、火薬や揮発油など発火性又は引火性のもの、悪臭を発生するもの、著しく大量な物品、その他法令で所持を禁じられているものなど。)
2. 館内でとばくや風紀、治安を乱すような行為や高声、放歌、ラジオやテレビの高音など他のお客様の迷惑になるような言動をなされること。(宿泊約款第5条および長野県旅館業法施行条例第5条の規定に反する行為。)
3. 当館の許可なく施設内で広告物の配布や物品の販売などの行為をなさること。又客室を宿泊以外の目的にご使用なさること。
4. 館内の設備、備品を所定の場所以外に移動させたり、用途以外にご使用になること。
5. 施設の建築物や諸設備に異物を取付けたり現状を変更するような加工をなさること。
6. 施設の外観を損なうような物品を窓側に陳列なさること。
7. 窓から物品をお投げになること。
8. 施設外から飲食物の出前をお取りになること。

**[ 防災のご案内 ]**

当館は万一の火災や地震に対して、防火設備を完備し定期的防災訓練により社員の教育を徹底させ、お越しいただいたお客様の安全確保には万全の体制を整えております。

**万一火災発生の場合は**

1. フロント(内線フロントボタン)にご連絡ください。
2. 廊下の排煙装置が作動しますので、行動は冷静にお願いします。
3. 非常ベル、非常放送等で状況により各階毎、又は全館一斉にお知らせしますから、係員の案内等により、各階の両端に設置してある非常階段でご避難ください。
4. 煙を吸わないよう、口と鼻に濡れタオルをあて、壁に沿って低い姿勢で非常口へ避難してください。
5. お部屋から避難する場合は、延焼防止のため必ず扉をお閉めください。

